

井手町空き家実態基礎調査委託業務仕様書

1. (適用範囲)

本仕様書は、井手町（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「空き家実態基礎調査委託業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとし、本業務で履行しなければならない一般的な事項について定めたものである。

2. (業務目的)

本業務は、甲全域の空き家の実態調査を実施し、空き家の適切な管理を行うため、また、利活用可能な空き家の掘り起こしを行い、所有者等に空き家バンクへの登録を促す等、移住・定住促進につなげていくための基礎資料を作成することを目的とする。

3. (受託者の義務)

乙は、本業務の履行にあたって、業務の意図及び目的を十分に理解し、甲が今後の適切な管理を行うために英知を集約し、最高の技術を発揮するよう努めなければならない。

4. (委託期間)

本業務の委託期間は、契約の日から平成28年 3月25日までとする。

5. (業務内容)

本町全域の戸建空き家（別荘や賃貸用・売却用等の住宅を除く）を対象とする実態調査を行い、空き家の住所、地番、老朽化度（地方公共団体における空き家調査の手引き「平成24年6月国土交通省住宅局作成に基づく」）等の詳細情報及び写真データ等を収集・整理、さらに次年度以降もこれらのデータの修正等が可能となる管理方法の提示。

6. 企画提案書記載要件について

次の項目について提案すること。

(1) 空き家等実態調査について

- ・空き家等の現地調査体制
- ・効率的、合理的な現地調査の手法
- ・空き家及び老朽化度の判断基準
- ・空き家利活用に使用できる調書の内容
- ・次年度以降の成果品の活用方法
- ・その他本業務の目的を達成するために効果的な独自の提案

(2) 業務の実施体制について

(3) 業務スケジュールについて

(4) 業務実績について

国及び地方公共団体で同種の業務実績がある場合は、その内容を記載する（様式自由）とともに、事実が確認できる書類（契約書、仕様書の写し等）を添付すること。

7. (提出書類)

乙は、着手にあたり次の書類を甲に提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 主任監督員及び調査員
- (3) 工程表
- (4) 業務計画書
- (5) その他甲が指示するもの

8. (主任監督員)

本業務に従事する主任監督員については、十分な経験を有し、且つ、本業務の内容に精通した者を配置するものとする。

9. (情報セキュリティポリシーの遵守義務)

乙は、本業務において作成される成果の性質を考慮し、井手町個人情報保護条例及び同施行規則に準じて、発注者の情報資産の安全性を確保するものとする。

10. (疑義)

乙は、本仕様書に明記されていない事項、また、内容の解釈に疑義が生じた場合は、甲と協議の上、甲の指示に従うものとする。

11. (諸事故の処理)

本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害は、乙の責任において解決するものとする。また、発生原因、経過、内容を速やかに甲に報告するものとする。

12. (完了報告等)

本業務が完了したときは、遅滞なく実績報告書及び完了届を提出し、検査を受けるものとする。

13. (業務検査)

- (1) 業務の検査が、必要である場合は適宜行う。

業務が完了したときは、甲及び関係者が、乙の立会いの上、検査を行う。

- (2) 乙は、検査に合格しないときは、直ちに業務をやり直して甲の検査を受けなければならない。この場合において、検査に合格した日を完了した日とする。

14. (成果の帰属)

本業務で履行した内容は、すべて発注者に帰属するものとする。乙は成果品または収集した資料を発注者の承諾なく他に公表し、貸与し、又は使用させてはならない。但し、乙及び第三者が従来から権利を有している固有の知識、著作権、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）は、乙及び第三者に権利は留保されるものとする。権利留保物を利用する際にかかる費用は、契約金額に含まれるものとする。

1 5. (損害の賠償)

乙は、成果品及び調査上必要と思われる資料が、第三者の著作権及びその他の権利を侵害していないことを甲に保障すること。万一、第三者の著作権等を侵害しているとしてその使用を差し止められた場合、又は、損害賠償を請求された場合には、乙は、甲に生じた損害を賠償するとともに、第三者の著作権などを侵害しない新たな成果品を、無償で甲に提供するものとする。

1 6. (瑕疵担保責任)

本業務完了後において、乙の責任による業務上の重大な瑕疵が発見された場合、乙は甲と協議の上、乙の責任において速やかに対応を行わなければならない。

1 7. (関係官公庁並びに関係企業との交渉)

本業務において、関係官公庁並びに関係企業との交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、直ちに甲に申し出て、その指示を受けること。

1 8. (計画準備)

計画準備は、本業務の目的を十分把握して、合理的かつ能率的に作業を遂行するため、各工程における基本方針を定め、適切な調査員の配置、及び細部にわたる作業計画等を検討立案するものとする。

1 9. (対象範囲)

対象範囲は、井手町全域における戸建建物とする。空き家対象物に対する定義は、甲及び乙で別途協議を行うものとする。

2 0. (打合せ協議及び協議記録の作成)

本業務履行のため必要に応じて打合せを行う。

乙は、甲と常に密接な連絡を取り、本業務の作業方針、工程表を確認し、本業務を適正、かつ円滑に実施するものとする。

2 1. (成果品)

本業務の成果品は、次のとおり

- (1) 井手町空き家一覧表（エクセルデータ）
- (2) 井手町空き家実態調査票（紙媒体）
- (3) 井手町現地調査原稿（紙媒体）

※本業務にて取得した対象物の位置及び管理番号をプロットした井手町全域の最新版住宅地図

- (4) 写真（J P E Gファイル）C D – R O M
- (5) 次年度以降もデータの修正等が可能となる管理方法
- (6) その他、甲が指示する成果品

2 0. (その他)

作業期間中、本仕様書に定めなき事案が発生した場合は、その対応について別途協議の上決定するものとする